

第5回軽米町議会臨時会

令和 5年10月20日（金）

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて

日程第 4 議案第 2号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	江刺家雅弘君
総務課総括課長	日山一則君
総務課総務担当課長	松山篤君
会計管理者兼税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長兼課税担当課長	古舘寿徳君
地域整備課環境整備担当課長	神久保恵蔵君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関向孝行君
議会事務局主事	竹林亜里君
議会事務局主事	松坂俊也君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまから第5回軽米町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

町長から本日付で議案2件の提出がありました。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。

10月19日正午から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、本会議場において審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において9番、大村税君、10番、細谷地多門君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第3、議案第1号 町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） 議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事名は、町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事。工事場所は、岩手県九戸郡軽米町字上尾田地内。契約金額は6,050万円。請負者は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第8地割174番地1、有限会社甲斐建設、代表取締役、池端吉弘でございます。

工事概要につきましては、議案第1号関係資料を御覧いただきたいと思いますのですが、記載のとおり、上尾田橋は架設から54年が経過しており、ひび割れ補修工、断面補修工及び橋梁補修工を行うものでございます。また、入札結果表の写しを参考資料として配布しておりますので、ご参照ください。

本事業は、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の耐用年数の延長のため修繕を行い、安全性を確保し、架け替え費用の縮減を図るもので、国の道路メンテナンス事業補助を活用するとともに、過疎対策事業債を充当して実施するものでございます。

議案第1号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中村正志君。

○6番（中村正志君） 入札結果表を配布していただいておりますけれども、その指名業者の基準等についてちょっとお伺いしたいと。どのような基準の中で、この3者が指名されているのかということ。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本入札に関しましては、選定委員会におきまして、軽米町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する名簿に登載する者の基準の中に定めております中で、工事内容等を基に選定する基準表がございます。その中で、今回の工事は土木一式工事ということでございまして、工事請負金額が2,500万円以上6,500万円未満というランクでございましたので、軽米町の等級区分が土木2級の工事業者

を選定するというものとなってございます。それに従いまして、今回3者の業者を指名させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 工事が半年近く、工事期間中、この橋は通行できないと思いますが、どこを回ればいいのかとか。それから、私もこういう工事のことは全然よく分からなくてあれなのですが、ひび割れ補修工、断面補修工という、素人にも分かるようにするには、どういう工事なのでしょう。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

工事期間中、支障となって、例えば通行止めになる、これまでも同様な事例がありましたけれども、そういった場合には、事前に迂回路等の案内板を設置して、迂回路を経由して通行していただいているというところでございます。

また、工事内容の、例えばひび割れ補修工等の内容ということですが、内容といいますか、ひび割れですので、コンクリートの脇の高欄部分というか、そういった部分にひび割れ等が発生しているの、ひどい場合にはそれを取り除いて補修するということになりますし、その度合いにもよりますけれども、そうやってひび割れを、劣化した部分を撤去して補修する。あとは、その上の部分に重ねて補修するという場合がありますので、そういったものを踏まえまして、補修工事を行うというものでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。

中村正志君。

○6番（中村正志君） ちょっと分からないので、書き方なのかどうか分からないですけれども、入札の結果表を見ますと、落札額が5,500万円、それでこの契約の金額が6,050万円、内訳は工事費が6,050万円、消費税等が550万円、内訳を足せば6,600万円になるのだけれども、この契約金額の書き方が、内訳の書き方がこれでいいのかどうか、ちょっと疑問に感じるのですけれども、いかがでしょうか。

〔「休憩」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、再開します。

総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問ですが、ご指摘のとおり、足すと数字が合わないというふうな形にも見えますので、その部分は前回等のも調整しながら、そこは今後正していきたいと思えます。

いずれ内容につきましては、工事費が税抜きで5,500万円、そして消費税10%を加算するために550万円が消費税ということで、合わせまして6,050万円が工事請負費ということでの仮契約をしておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに質疑ありませんか。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号 町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第1号 町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第4、議案第2号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出の説明を求めます。

総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号は、令和5年度軽米町一般会計補正予算（第6号）でございます。予算書をお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ649万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億5,105万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容についてご説明申し上げます。4ページを御覧ください。歳出予算でございますが、6款農林水産業費、1項農業費、11目国土調査費でございますが、12節委託料に198万7,000円を計上しております。これは、申出によりまして、国土調査による境界線誤り等が確認されまして、その修正のため、測量登記業務の委託料が必要となったものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、3目災害対策費でございますが、12節委託料に451万円を計上しております。これは、防災マップ作成業務に係る委託料でございます。現在の防災マップは、令和元年度に作成されたものでございますが、作成から数年が経過し、避難情報等の対応内容が一部変更されており、また岩手県が指定する土砂災害警戒区域等について、新たに指定された情報等につきまして防災マップに反映させるとともに、所要の整備を図るため、本事業を行うものでございます。本事業には、社会資本整備総合交付金が交付されることから、交付の内示のあった200万円を歳入予算の国庫補助金に計上しております。

なお、今回補正します2つの事業におきまして不足する財源449万7,000円につきましては、同額を財政調整基金繰入金により財源調整することとし、歳入予算に計上しております。

議案第2号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 国土調査の修正申出ということなのですが、これ何か所ぐらいあったのでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまの質問でございますが、これは1つ、1人の方でございます。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。

江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 災害対策費のほうでお聞きします。防災マップ作成業務委託料ということですが、今回、前回と、私が議員になってから3回目の発行なのですから、これはどういうあれで、何年に1回とかと決まっているのでしょうか。また、

主に変わった場所とかありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問でございますが、何年に1回という作成のルール等はありません。ただ、先ほど提案理由の説明でも申し上げましたとおり、5年程度経過するということで内容も変わってきていると。先ほど申し上げましたとおり、県で指定した地域も、新たに設定された地域もあるということから、それをやっぱり最新のものに更新して、町民の皆様にお知らせするという観点から、今回遅くなりましたけれども、こういった時期で予算をお願いするという形となっております。

詳細については、今全部を申し上げるとなると、ちょっと大変でございますので、後でまずご確認いただくのであればお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 防災マップを発行したときに、前回もある人から言われたのですけれども、「これ渡されても、見方がよく分からなくて」ということだったので、あれですけれども、軽米町では警戒区域というか、そういうふうな指定された場所がありますよね。例えば高家は、この前本当にあつという間に、ちょっとした時間に降ったのですけれども、土砂が流れたということがありました。ああいうふうなところに土砂災害警戒区域という、これは関連した質問なのですが、注意看板というか、軽米町で何か所か立てているのでしょうか。

〔「休憩」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全ての警戒箇所に看板を設置しているかといいますと、全ての箇所には設置しておりませんが、ただ県で指定しております土石流の警戒区域だとか、様々図面にもランクがありまして、色分けしているかと思っておりますけれども、俗に言うレッドゾーンに指定されている、そういった部分は非常に危険な区域だということでございますので、いずれしゅっしゅう落石とか、そういったものがある場合には落石注意の看板を設置しております。ただ、部分的に一時的に集中的な雨が降って、その高家地区の部分というのはどの辺をあれしているのか分からないですけれども、

恐らくこの間の雨で高家の中心部、急な町道のほうから雨水が流れてきて、例えば浸水した床上というか、床下だったのか、そういった部分のところを言っているのかなと思いますけれども、全ての箇所には、そういった看板は立ててはおりません。ただ、そういった非常に危険な箇所については、地域設備課のほうで看板のほうは設置しております。なので、想定外の雨だとか、そういった部分が今後も想定されますけれども、その辺も注視しながら、いずれ必要であれば、そういった看板等の設置というのは検討してまいりたいとは考えております。全てに設置しているというわけではございません。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君）　ということですが、いいですか。

江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君）　昨日ちょっと一戸町に行ったのですが、そのときも何か土砂災害危険区域という表示板が見えました。軽米町では、落石注意の道路標識みたいなものがあるのはよく見かけるのですけれども、その防災マップを見てもよく分からないという方もあって、またよそから来る人もあると思いますので、そういうふうな看板の表示がある場所というのも、この防災マップにつけているところもあるようです。ですから、線状降水帯とか、最近では本当に集中豪雨が多くなったので、また今までどおりではなくて、何か危険箇所の表示とかしなければならぬところがあったら、ぜひやっていただきたいなと思います。

○議長（松浦満雄君）　答弁求めますか。答弁必要ですか。

○5番（江刺家静子君）　はい。

○議長（松浦満雄君）　そうですか。

副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君）　ただいまのご意見についてお答えいたします。

線状降水帯だとか、そういった部分というのはなかなか予想が不可能な部分でありますけれども、いずれ頻繁に土石流ではないけれども、そういった災害が出るような箇所につきましては、看板等の設置というのにも検討してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君）　それでは、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第6号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第2号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第5回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前10時26分）